

愛知県原種配布査定会議開催要領

(趣 旨)

第1 この要領は、愛知県主要農作物種子対策実施要綱第5の1の原種及び原種の生産・配布について協議するための原種配布査定会議（以下「査定会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事 務)

第2 査定会議は、次に掲げる事項について協議する。

- 1 主要農作物の原種の生産に関する事
- 2 主要農作物の原種の配布に関する事
- 3 主要農作物の原種の価格決定に関する事
- 4 その他、主要農作物の原種に関する事

(会 議)

第3 査定会議は、農業水産局長が招集する。

- 2 査定会議は別表に掲げる者をもって構成し、農業水産局長は必要に応じて別表の構成員以外からの出席を求めることができる。
- 3 査定会議の座長は、農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室長があたる。

(庶 務)

第4 査定会議の庶務は、農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室が行う。

(雑 則)

第5 この要領に定めるほか、査定会議の開催について必要な事項は座長が定める。

附則

この要領は、平成12年8月28日から施行する。

附則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年9月12日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 9 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

(別表)

愛知県原種配布査定会議構成員

職 名	備 考
愛知県農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室長	座長
愛知県農業水産局農政部園芸農産課	
農業水産局畜産課	
農業総合試験場普及戦略部技術推進室	作物担当
農業総合試験場作物研究部作物研究室	
農業総合試験場作物研究部水田利用研究室	
農業総合試験場山間農業研究所稲作研究室	
東海農政局生産部生産振興課	
愛知県農業協同組合中央会	
愛知県経済農業協同組合連合会	
愛知県米麦振興協会	